昭和49年3月30日

条例第2号

改正 平成4年12月22日条例第34号

平成8年9月27日条例第25号

平成11年12月22日条例第19号

平成17年3月28日条例第15号

平成28年10月3日条例第47号

(題名改称)

(目的)

第1条 この条例は、みどりの保全、再生及び創出に関し、基本理念を定め、並びに市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、みどりの保全地区の指定その他みどりの保全、再生及び創出のために必要な事項を定めることにより、良好な都市環境の形成を図り、もって健康で文化的な都市生活の確保に寄与することを目的とする。

(平28条例47・全改)

(定義)

第2条 この条例において、みどりとは、樹林地、草地、水辺地、岩石地、農地若しくはその状況がこれらに類する 土地が、単独で若しくは一体となって、又はこれらに隣接している土地が、これらと一体となって、良好な自然的 環境を形成しているものをいう。

(平28条例47・全改)

(基本理念)

- 第3条 みどりの保全、再生及び創出は、みどりが良好な景観の形成、生物の多様性の確保、災害の防止、レクリエーションの場の提供その他の多面にわたる機能を有するとの認識の下に行われなければならない。
- 2 みどりの保全、再生及び創出は、将来にわたって市民がみどりの恩恵を受けることができるよう行われなければ ならない。

(平4条例34・一部改正、平28条例47・全改)

(市長の責務)

- 第4条 市長は、前条に規定する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、みどりの保全、再生及び創出 に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、実施するものとする。
- 2 市長は、みどりの保全、再生及び創出に関する施策の策定及び実施に当たっては、市民及び事業者の意見を聴取 するよう努めるとともに、市民及び事業者と連携を図るよう努めるものとする。

(平28条例47・全改)

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、自ら所有し、又は占有するみどりの保全に努めるとともに、自ら所有し、又は占有する土地の緑化に努めるものとする。

(平28条例47·全改)

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、自ら所有し、又は占有するみどりの保全に努めるとともに、その事業活動 に当たっては、みどりの保全、再生及び創出を推進するよう努めるものとする。

(平28条例47·追加)

(基本計画)

- 第7条 市長は、都市緑地法(昭和48年法律第72号)第4条第1項の規定により緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画(以下「みどりの基本計画」という。)を定めるものとする。
- 2 市長は、みどりの基本計画を定めようとするときは、みどり審議会(茅ヶ崎市附属機関設置条例(平成10年茅ヶ崎市条例第44号)に基づき設置された茅ヶ崎市みどり審議会をいう。以下同じ。)に諮問しなければならない。
- 3 前項の規定は、みどりの基本計画の変更について準用する。

(平28条例47・追加)

(調査)

第8条 市長は、茅ヶ崎市の区域内のみどりに関する調査を実施し、その状況の把握に努めるものとする。

(平28条例47·追加)

(みどりの保全地区の指定)

- 第9条 市長は、都市の良好な自然的環境若しくは景観の形成又は動植物の生息地若しくは生育地の確保のため重要なみどりの区域をみどりの保全地区として指定することができる。
- 2 市長は、前項の規定によりみどりの保全地区を指定しようとするときは、あらかじめ、みどり審議会に諮問しな ければならない。
- 3 市長は、第1項の規定によりみどりの保全地区を指定したときは、遅滞なく、その旨を告示するものとする。
- 4 市長は、第1項の規定によりみどりの保全地区の指定をしたときは、その区域内における標識の設置その他の適切な方法により、その区域がみどりの保全地区である旨を明示しなければならない。

(平28条例47・追加)

(みどりの保全地区における行為の届出等)

- 第10条 みどりの保全地区内において次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、市長にその旨を届け出なければならない。
 - (1) 建築物その他の工作物の新築、改築又は増築
 - (2) 宅地の造成、土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更
 - (3) 木竹の伐採
 - (4) 水面の埋立て又は干拓
- 2 次に掲げる行為については、前項の規定は、適用しない。
 - (1) 通常の管理行為
 - (2) 軽易な行為
 - (3) 非常災害のため必要な応急措置として行う行為
 - (4) みどりの保全地区に係るみどりが農地である場合にあっては、当該農地において農業又は林業を営むために通常行われる行為
- 3 市長は、第1項の規定による届出があった場合において、必要があると認めるときは、その届出があった日から 起算して30日以内に限り、その届出をした者に対して当該みどりの保全地区に係るみどりの保全に関し、協議を 求めることができる。
- 4 第1項の届出をした者は、その届出をした日から起算して30日を経過した後でなければ、当該届出に係る行為 に着手してはならない。
- 5 市長は、当該みどりの保全に支障を及ぼすおそれがないと認めるときは、前項の期間を短縮することができる。 (平28条例47・追加)

(みどりの保全地区に係る支援)

第11条 市長は、みどりの保全地区内の土地を所有する者に対し、助言、情報の提供その他の当該みどりの保全地

区に係るみどりの保全に資する支援を行うものとする。

2 市長は、みどりの保全地区内の土地を所有する者に対し、助成することができる。

(平28条例47·追加)

(みどりの保全地区の指定の解除)

- 第12条 市長は、みどりの保全地区に係る第9条第1項の指定の理由がなくなったときは、遅滞なくその指定を解除しなければならない。
- 2 市長は、前項の規定により第9条第1項の指定を解除したときは、遅滞なくその旨を告示するものとする。

(平28条例47·追加)

(市民緑地の設置)

第13条 市は、都市緑地法第55条第1項に規定する市民緑地を設置するよう努めるものとする。

(平28条例47·追加)

(市民緑地における行為の禁止等)

- 第14条 市民緑地(都市緑地法第55条第1項に規定する市民緑地のうち、同項又は同条第2項の規定により市が 設置し、管理するものをいう。以下同じ。)内においては、何人も、みだりに次に掲げる行為をしてはならない。
 - (1) 市民緑地を損傷し、又は汚損すること。
 - (2) 木竹を伐採し、又は植物を採取すること。
 - (3) 土石、木竹等の物件を堆積すること。
 - (4) 土石の採取その他の土地の形質の変更をすること。
 - (5) 動物を捕獲し、又は殺傷すること。
 - (6) 指定された場所以外の場所でたき火をすること。
 - (7) 指定された立入禁止区域内に立ち入ること。
 - (8) 指定された場所以外の場所に車両を乗り入れること。
 - (9) 貼り紙、貼り札その他の広告物を表示すること。

(平28条例47・追加)

(市民緑地の管理に係る措置命令)

第15条 市長は、前条の規定に違反した者に対して、市民緑地を原状に回復し、又は市民緑地に存する工作物その 他の物件を撤去することを命ずることができる。

(平28条例47·追加)

(保存樹林等の指定)

- 第16条 市長は、樹木の集団又は樹木(以下「樹林等」という。)の保全を図るため必要があると認めるときは、 別に定める基準に適合する樹林等を保存樹林又は保存樹木(以下「保存樹林等」という。)として指定することが できる。
- 2 前項の指定(以下「保存樹林等の指定」という。)をするときは、あらかじめその旨を当該保存樹林等を所有する者に通知し、その承諾を得なければならない。
- 3 第1項の規定は、次に掲げる樹林等については、適用しない。
 - (1) 文化財保護法(昭和25年法律第214号)第109条第1項、第110条第1項又は第182条第2項の規 定により指定され、又は仮指定された樹林等
 - (2) 森林法 (昭和26年法律第249号) 第25条又は第25条の2の規定により指定された保安林に係る樹林等
 - (3) 国又は地方公共団体の所有又は管理に係る樹林等で前2号に掲げるもの以外のもの

(平11条例19・平17条例15・一部改正、平28条例47・旧第6条繰下・一部改正)

(保存樹林等に係る標識の設置)

第17条 市長は、保存樹林等の指定をしたときは、これを表示する標識を設置するものとする。

(平28条例47・旧第7条繰下・一部改正)

(保存樹林等の指定期間)

- 第18条 保存樹林等の指定の期間は、5年とする。
- 2 市長は、必要に応じ、前項の期間の更新を行うことができる。

(平28条例47・旧第8条繰下・一部改正)

(保存樹林等の保存義務)

- 第19条 保存樹林等を所有する者は、保存樹林等について枯損の防止その他その保存に努めなければならない。
- 2 市民及び事業者は、保存樹林等が大切に保存されるよう協力しなければならない。

(平28条例47・旧第9条繰下・一部改正)

(保存樹林等に係る支援)

第20条 市長は、保存樹林等を所有する者に対し、助成、助言、情報の提供その他の保存樹林等の保存に資する支援を行うものとする。

(平28条例47·追加)

(保存樹林等に係る届出)

- 第21条 保存樹林等を所有する者は、保存樹林等が滅失し、又は枯死したときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。
- 2 保存樹林等を所有する者は、保存樹林等を伐採し、若しくは移植し、又は他に譲渡しようとするときは、あらか じめその旨を市長に届け出なければならない。
- 3 市長は、前2項の規定による届出があった場合において必要があると認めるときは、保存樹林等を所有する者に 対して当該保存樹林等の保存に関し、必要な措置を求めることができる。

(平28条例47・旧第11条繰下・一部改正)

(保存樹林等指定の解除)

- 第22条 市長は、保存樹林等が第16条第1項に規定する基準に適合しなくなったときは、遅滞なくその指定を解除しなければならない。
- 2 市長は、公益上の理由その他特別の理由があるときは、保存樹林等の指定を解除することができる。
- 3 所有者等は、市長に対し前項の規定による保存樹林等の指定を解除すべき旨を申し出ることができる。
- 4 第1項及び第2項の規定により、保存樹林等の指定を解除したときは、その旨を保存樹林等を所有する者に通知 しなければならない。

(平28条例47・旧第12条繰下・一部改正)

(みどりの管理団体に対する支援)

- 第23条 市長は、茅ヶ崎市の区域内におけるみどりの保全、再生及び創出を適正かつ確実に行う団体として認める 団体(以下「みどりの管理団体」という。)に対し、助言、情報の提供その他のみどりの保全、再生及び創出の推 進に資する支援を行うものとする。
- 2 前項に定めるもののほか、市長は、みどりの管理団体に対し、助成することができる。

(平28条例47・追加)

(みどりの創出)

第24条 市長は、みどりの創出を推進するために必要な措置を講じなければならない。

(平28条例47·追加)

(委任)

第25条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(平28条例47・追加)

(過料)

- 第26条 次のいずれかに該当する者は、50,000円以下の過料に処する。
 - (1) 第14条の規定に違反した者
 - (2) 第15条の規定による命令に違反した者

(平28条例47・追加)

附 則

- 1 この条例は、昭和49年4月1日から施行する。
- 2 従前の要綱又は要領によって行なった手続きその他の行為は、別段の規定があるものを除くほかこの条例によって行なったものとみなす。

附 則(平成4年条例第34号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成8年条例第25号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。ただし、第11条、第12条、第20条及び次項の規定は、平成8年10月1日から施行する。

附 則(平成11年条例第19号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成17年条例第15号)

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成28年条例第47号)

この条例は、平成29年4月1日から施行する。